



<エコフィード利用畜産物認証マーク>

エコフィード利用畜産物認証制度開始について

社団法人中央畜産会では、エコフィード（食品残さ等を再利用して製造する飼料）の更なる安全かつ安定的な利活用の推進と資源循環型社会の構築に資するため、認証されたエコフィードを給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品について、一定の基準を満たしたものを「エコフィード利用畜産物」として認証する制度を創設し、下記のとおり申請の受付を開始いたしますのでお知らせします。

記

1 認証申請の受付開始日時

平成23年5月30日（月）午前9：30から

2 申請方法

中央畜産会ホームページ「エコフィード情報」(URL : <http://ecofeed.lin.gr.jp>)に掲載している、「エコフィード利用畜産物認証制度実施要綱」及び「エコフィード利用畜産物認証制度実施の手引き」に基づき、申請書（別紙様式1号）に必要な添付書類を添えて郵送により提出してください。

提出先

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-16-2（第2ディーアイシービル9階）

社団法人中央畜産会 事業第一統括部（支援・調査研究）

3 認証の基準

- ・家畜に給与する認証エコフィードの給与計画が、これまでに蓄積された知見や給与試験の結果等に照らし、妥当であると判断できるとともに、当該給与計画に基づき給与されていることが確認できること
- ・認証を受けようとする商品ごとに他の商品と区分され、生産から流通、販売に至るまでの間の流通ルートが特定されていることが確認できること 等

4 エコフィード利用畜産物認証マークの使用

3の基準を満たし、認証を受けた場合、エコフィード利用畜産物及び当該エコフィード利用畜産物を利用した加工食品の容器等に「エコフィード」の名称及び「エコフィード利用畜産物認証マーク」を利用して頂くことが可能です。

<お問い合わせ先>

社団法人 中央畜産会 事業第一統括部（支援・調査研究） 担当：武田、岡部

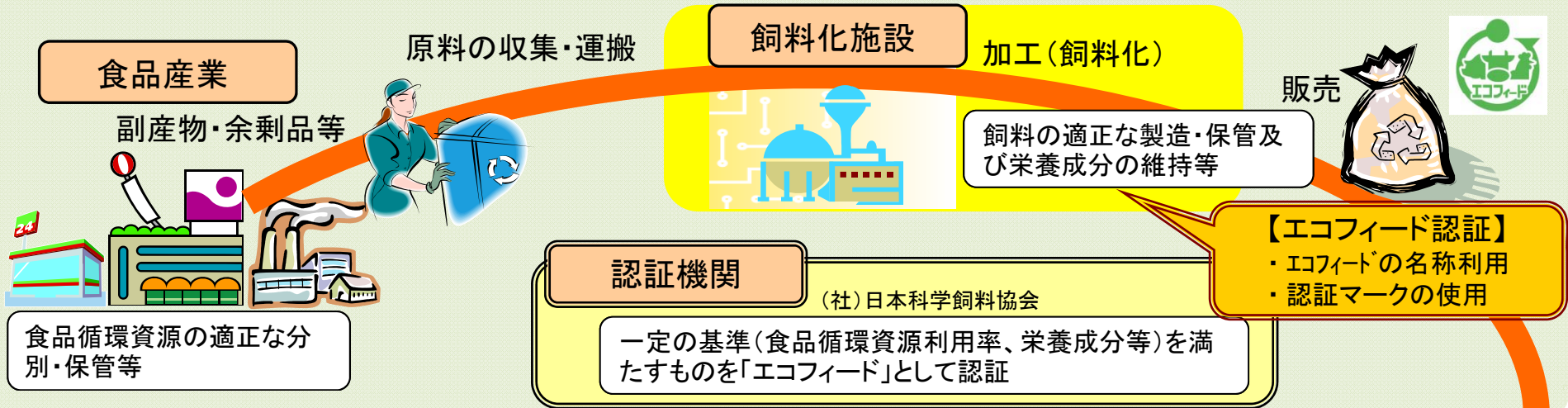
TEL：03-6206-0843 FAX：03-5289-0890

e-mail：ecofeed@sec.lin.gr.jp

エコフィードに関連する認証制度について(概要)

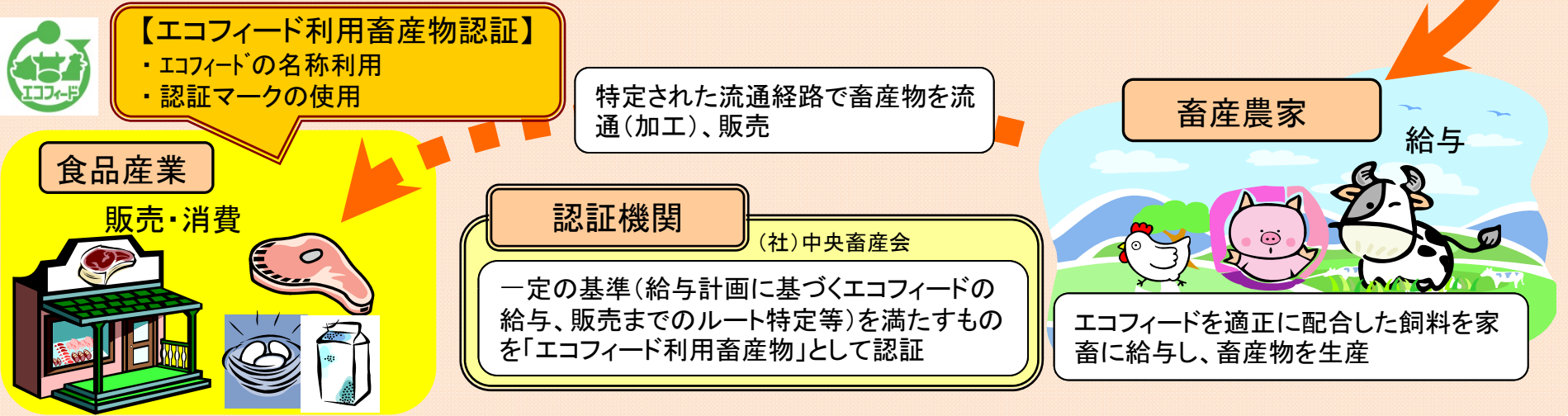
一定の基準(食品循環資源の利用率や栄養成分等)を満たす飼料を「エコフィード」として認証することで、食品リサイクルへの関心と理解を深めることを目的とし、平成21年3月から運用を開始しました。

エコフィード認証制度



エコフィードの取組を消費者までつなげることで、取組に対する社会の認識と理解を深めることを目的とし、一定の基準を満たした畜産物を「エコフィード利用畜産物」として認証する制度の運用を平成23年5月より開始します。

エコフィード利用畜産物認証制度



認証機関【社団法人中央畜産会】

審査(有識者等を委員とする運営委員会を設置し審査)

- 認証基準(※)がクリアされているか
 - ・エコフィードの給与計画が妥当か
 - ・流通ルートの特定制と他の商品と明確に区分し管理する手法が妥当か
- 等を審査
なお、必要に応じて、ヒアリングや現地調査等を実施



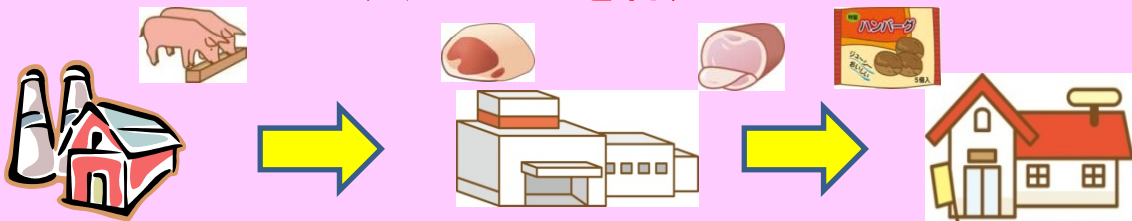
エコフィードマーク及び
エコフィード商標の利用
(表示)を許諾(契約)

申請者

(畜産物等を販売する者または製造・販売を委託する者)

認証を受けようとする申請者は、認証を受けようとする商品等の流通ルートを特定し、「商品概要書」、「エコフィード給与計画書」を添付して認証機関に申請

流通ルートを特定



(※) 認証基準

【対象】エコフィードが給与された家畜から得られた畜産物及びその加工食品(畜産物等)

- (1) 家畜に給与するエコフィードの給与計画が、これまでに蓄積された知見や給与試験の結果等に照らし、妥当であると判断できるとともに、給与計画に基づき給与していることが確認できること
- (2) 認証を受けようとする商品等ごとに区分して、その生産から流通・販売までの流通ルートが特定していることが確認できること 等

<参考 3 >

エコフィード (ecofeed) とは

- 1 エコフィード (ecofeed) とは、“環境にやさしい” (ecological) や“節約する” (economical) 等を意味する“エコ” (eco) と“飼料”を意味する“フィード” (feed) を併せた造語です。
- 2 食品製造副産物 (醤油粕や焼酎粕等、食品の製造過程で得られる副産物) や余剰食品 (売れ残りのパンやお弁当等、食品としての利用がされなかったもの)、調理残さ (野菜のカットくずや非可食部等、調理の際に発生するもの) 等を利用して製造された家畜用飼料を指します。
- 3 「エコフィード (ecofeed)」は、(社)配合飼料供給安定機構が平成 19 年 6 月 15 日に商標登録を取得しており、平成 21 年 3 月より開始した「エコフィード認証制度」により認証された飼料及び平成 23 年 5 月より開始した「エコフィード利用畜産物認証制度」により認証された畜産物等に、エコフィードの商標と認証マークの利用ができます。



「認証マーク」